

千葉県環境影響評価制度等関係課長会議設置要綱

(設置)

第1条 環境影響評価制度及び計画段階環境影響評価制度（以下「環境影響評価制度等」という。）に関する情報の共有化を図り、環境影響評価制度等についての関係各部門の意見を調整し、もって環境影響評価制度等の適切かつ円滑な実施に資するため、千葉県環境影響評価制度等関係課長会議（以下「制度関係課長会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 制度関係課長会議は、次に掲げる事項について協議し、調整する。

- (1) 環境影響評価制度等に関する情報の収集に関すること。
- (2) 環境影響評価制度等の制定又は改廃に関すること。
- (3) 環境影響評価等に関する指針の改廃及び制定に関すること。
- (4) 環境影響評価制度等の対象となる事業に関すること
- (5) その他環境影響評価制度等に関すること

(組織)

第3条 制度関係課長会議は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、環境局環境保全部長の職にある者をもって充てる。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が委員のうちから指名した者が、その職務を代理する。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 制度関係課長会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 制度関係課長会議は、第2条に掲げる事項を個別具体的に協議し、調整させるため、担当者会議を置くことができる。
- 3 座長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(関係者の出席)

第5条 座長は、必要があると認めるときは、外部の関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 制度関係課長会議の庶務は、環境局環境保全部環境保全課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるほか、制度関係課長会議の運営に必要な事項は、座長が制度関係課長会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

局 名	部 名	職 名
総務局	危機管理部	危機管理課長
環境局	環境保全部	環境保全課長
		温暖化対策室長
		自然保護対策室長
		環境規制課長
	資源循環部	収集業務課長
		廃棄物施設整備課長
産業廃棄物指導課長		
経済農政局	経済部	企業立地課長
	農政部	農政センター 農業経営支援課長
都市局		都市景観デザイン室長
	都市部	都市計画課長
		交通政策課長
		市街地整備課長
	建築部	宅地課長
		建築指導課長
	公園緑地部	緑政課長
		公園管理課長
建設局	道路部	道路計画課長
	下水道企画部	下水道経営課長
		総合治水課長
下水道施設部	下水道施設建設課長	
消防局	予防部	指導課長
教育委員会	生涯学習部	文化財課長